

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	自然公園法	法令番号	昭和32年法律第161号						
手続名	合併又は分割による公園事業の承継の承認（国定公園）	根拠条項	第16条第4項で準用する第12条第2項						
審査基準	<p>自然公園法第16条第4項で準用する同法第12条第2項の規定に基づく承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。</p> <p>(1) 法第16条第2項の協議をした者又は同条第3項の認可を受けた者である法人の合併又は分割により、申請者に国定公園事業の全部が承継されていること。</p> <p>(2) 申請者等が、当該申請に係る国定公園事業を適正に執行するために必要な能力を有していること。</p> <p>(3) 申請者等が、国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国定公園事業の用に供するための権原を有していること。</p> <p>(4) 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。</p>								
	受付機関	有明海再生・環境課	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	標準処理期間	一日	目次
							標準経由期間	日	No.